

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	鶴ヶ島市

鶴ヶ島市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 市民生活部産業振興課
所在地 鶴ヶ島市大字三ツ木16-1
電話番号 049-271-1111
FAX番号 049-271-1190
メールアドレス 10400110@city.tsurugashima.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハクビシン、アライグマ、カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	鶴ヶ島市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ハクビシン	被害なし	被害なし
アライグマ	野菜、豆類	0.07ha、64千円
カワウ	被害なし	被害なし

(2) 被害の傾向

近年、アライグマの箱罠による捕獲頭数は増加しており、生息域は市内全体へと拡大している。それに伴い、農作物への被害域も拡大傾向にある。カワウの被害報告はないが、今後被害が見込まれる可能性がある。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
アライグマ	被害を受けた圃場面積	0.07ha	0.05ha
	被害金額	64千円	50千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲 アライグマの捕獲	捕獲従事者の確保、捕獲後の対応手順の検討が必要である。また、大型鳥獣による被害が発生した際には、坂戸猟友会等との連携も検討する必要がある。 アライグマの個体数が増加する中で、箱わなの貸出し方法、捕獲従事者の確保の検討が必要である。

防護柵の設置等に関する取組	電気柵等設置に対する補助	電気柵については、設置方法の知識が不足していること等から効果的に設置されていない。また、電気柵等設置に関する普及啓発が必要である。
生息環境管理その他の取組	被害防止対策の情報収集及び知識の普及等の検討	市広報への掲載や講習会の開催など獣害対策の正確な知識と方法を知り、地域全体で獣害対策に取り組む機運の醸成を図る必要がある。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣による農産物等への被害実態の調査 ・ 適正かつ有効的な捕獲の実施 ・ 箱わなによる捕獲従事者の育成 ・ 埼玉県が実施する「アライグマ捕獲従事者研修会」の受講や狩猟免許取得を推進する。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

アライグマについては、農業者や地域住民等による新たな捕獲従事者の育成を図り、地域ぐるみで捕獲を行う。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	ハクビシン アライグマ カワウ	捕獲わな等の整備、貸出 捕獲従事者の育成 効果的被害防止への取組
6	ハクビシン アライグマ カワウ	捕獲わな等の整備、貸出 捕獲従事者の育成 効果的被害防止への取組
7	ハクビシン アライグマ カワウ	捕獲わな等の整備、貸出 捕獲従事者の育成 効果的被害防止への取組

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
県鳥獣保護管理事業計画との整合性を図りながら、有害鳥獣捕獲を基本として、必要最小限の捕獲を実施する。アライグマについては、埼玉県ア

ライグマ防除実施計画を踏まえた捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
ハクビシン	必要最小限	必要最小限	必要最小限
アライグマ	全頭	全頭	全頭
カワウ	必要最小限	必要最小限	必要最小限

捕獲等の取組内容
捕獲手段等：箱わな 実施予定時期：通年 捕獲予定場所：鶴ヶ島市内全域

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
鶴ヶ島市	移譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
ハクビシン アライグマ	電気柵 2 a	電気柵 2 a	電気柵 2 a

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
ハクビシン アライグマ	電気柵の貸出 効果的被害防止の 取組	電気柵の貸出 効果的被害防止の 取組	電気柵の貸出 効果的被害防止の 取組

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5	ハクビシン アライグマ	研修会の開催、集落における被害状況調査・点検
6	ハクビシン	研修会の開催、集落における被害状況調査・点検

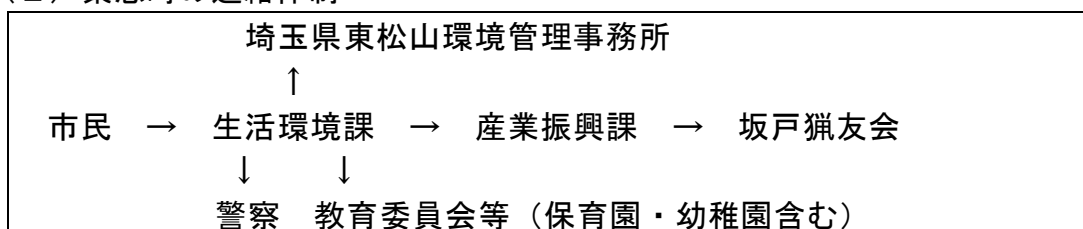
	アライグマ	
7	ハクビシン アライグマ	研修会の開催、集落における被害状況調査・点検

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鶴ヶ島市産業振興課	有害捕獲の実施
鶴ヶ島市生活環境課	有害捕獲の実施手続き、関係機関への周知
坂戸猟友会	有害捕獲の実施

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

薬殺・焼却処分を基本としつつ、他の処分方法の検討も行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食品としての利用は行わない。
ペットフード	ペットフードとしての利用は行わない。
皮革	皮革としての利用は行わない。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	活用見込みなし。

(2) 処理加工施設の取組

取組なし。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

取組なし。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鶴ヶ島市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
鶴ヶ島市農業会議所	事業の推進、住民への意識の高揚
鶴ヶ島市農業委員会	被害状況の調査、情報収集
いるま野農業協同組合	被害状況の調査、情報収集
埼玉県川越農林振興センター	対策の助言・指導
鶴ヶ島市市民生活部産業振興課	事業の推進、住民への意識の高揚、事務局
鶴ヶ島市市民生活部生活環境課	事業の推進、住民への意識の高揚

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
埼玉県農業技術研究センター	対策の助言・指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害箇所における捕獲等を実施するため、設置を検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地区ごとでの捕獲体制の整備を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

地域住民等の獣害対策に関する意識の高揚を図るための研修会の実施、情報の周知徹底。